

シベルコの販売条項

1. 定義

以下の定義および解釈規則を適用するものとする。

- (a) **売主**：書面を提供するシベルコグループの法的組織体を意味する。
- (b) **買主**：商品の購入またはその購入に同意した個人、会社、企業、パートナーシップなどの法主体。
- (c) **引渡日**：注文においてまたは買主によりその他の方法で明示された引渡しのために特定された日付。
- (d) **書面**：商品の販売に対する提案、見積もり、価格表、注文確認書および請求書を意味する。
- (e) **商品**：売主が販売するあらゆる品目。
- (f) **支払不能事由**：買主が支払不能になり、管財人の管理下もしくは精算に入り、事業（またはその一部）の続行を中止または中止のおそれがあること、買主の解散に関連した決議が行われたこと、または上記のいずれかに相当しまたは類似する効力を有する事由がいずれかの法域でかつ買主をその対象として発生したこと。
- (g) **注文**：買主が発注し、シベルコが書面により受注し、またはそれ以外の方法で下記第2条(b)に従った商品の引渡しにより受注とみなされる注文。
- (h) **シベルコグループ**：SCR-Sibelco NV を究極の親会社としその関連会社からなるマテリアルソリューションズを全世界に提供する会社。

2. 商品の注文

- (a) 買主は、口頭または書面により注文の申込を売主に提示することができる。かかる注文の申込は、本条件に従った買主による商品購入の申込みとみなされるものとする。買主は、各注文の申込の正確性について責任を負うものとする。
- (b) 売主は、正当な理由なしにいかなる注文の申込も拒絶する権利を有する。各注文の申込は、売主による書面での承認がひとたび行われた場合またはそれ以前に商品（その全部または一部）の買主への引渡しが行われた場合に限り、承諾されたとみなされるものとする。売主の承諾により、本条件および当該注文の条件を組み入れた契約が成立するものとする（以下「**契約**」）。紛争が生じた場合、売主の注文承認書で定めた条件が本条件に優先するものとする。
- (c) 契約条件は他のすべての条件に優先し、他のすべての条件を排除して買主への商品の販売に適用される。価格見積書などの売主による買主宛ての文書は商品提供の申込ではなく、契約の一部を構成するものではない。売主のカタログ、技術データシート、価格表、分析書、およびその他の文書およびサンプルに含まれるすべての説明および記述は概略にすぎず、したがって、契約の一部を構成せず、または契約で明示的に別段の定めがある場合を除き、売主にいかなる責任も生じさせないものとする。
- (d) 契約は当事者間の完全な合意を構成し、契約に関する従前のすべての合意および了解事項（書面または口頭によるかを問わない）に優先する。いかなる契約条件の修正も、売主が書面により同意しない限り、拘束力を生じない。
- (e) 第8条(c)を条件として、買主は、契約に定めのないいかなる陳述、表明、確約、または保証（無過失でなされたか過失でなされたかを問わない）にも依拠せず、これらに関するいかなる救済も与えられないものとすることを承認する。

3. 価格および支払い

- (a) 商品の支払価格は注文で定め、注文で定めがない場合、価格は、引渡日に有効な売主の価格表（要請により買主が取得できる）の定めによるものとする。
- (b) 価格には、付加価値税などの商品の製造、輸送、輸出、輸入、販売、または引渡しに関わる課税、関税または公課は含まれず、かつ引渡し、保険、梱包、仕分、校正/キャリブレーション、分析、および検査に関する費用は含まれない。かかる費用および税は、買主に請求されるものとする。
- (c) 価格は、売主の支配を越えたいずれかの要因（適用法の変更、課税額の増加、外国為替の変動、調達費用の増加、買主に起因する遅延、または買主の要請による注文の変更が含まれる）、または売主の単純ミスが生じた場合、引渡し前に売主の裁量で変更されることがある。
- (d) 請求書は引渡し時または引渡し後に発行されるものとし、請求書に記載された口座にそれぞれに記載された通貨で、電子的銀行間振替により、請求日から 30 日以内に支払われるものとする。いかなる問合わせも、請求書の受領後 10 日以内に、書面により売主に対して申し立てられなければならない。売主は、引渡しに先立って内金を要求することができる。
- (e) 利息は、支払期限徒過金額に対し、裁判所の判決前後のいずれにおいても、欧州中央銀行の主要リファイナンスオペ金利に年利 2%を上乗せした割合で課される。かかる利息は、支払期限から支払期限徒過金額が実際に支払われるまで毎日生じるものとする。買主は利息と共に、支払期限徒過金額、および買主から当該金額を回収するのに売主が要したすべての諸経費も支払うものとする。
- (f) 支払期限は契約の本質的要素である。買主に支払不能事由が生じた場合（もしくは生じる合理的可能性がある場合）、または買主が支払期限に

ずれかの金額の支払いを怠った場合、売主は、責任を負うことなしに、未了の注文の引渡しもしくは履行（または一部の引渡しもしくは履行または分割による引渡しもしくは履行）を中止し、かつ買主からの更なる注文の申込の承諾を拒絶することができる。

- (g) 買主は、いかなる控除、相殺、反対請求、または源泉徴収も行わずに、支払期限の到来した金額の全額を支払うものとする。ただし、租税の控除または源泉徴収が法定されている場合を除く（かかる場合、買主はかかる金額を支払い、売主が請求全額を確実に受け取るようにするものとする）。売主は、いつでも、他の権利または救済を制限されることなく、買主が売主に負っている金額で、買主への支払金額を相殺することができ、かつ、売主の裁量により、買主から受領した支払金額を、売主の選好順序で、未払請求書に充当する権利を有するものとする。

4. 引渡し

- (a) 注文で別段の定めをしていない限り、商品の引渡条件は EXW（インコタームズ 2010）とする（これは、買主はその危険負担で受取りおよび輸送を行う義務を負うことを意味する。）引渡しは売主の日本国内の施設で行われたとみなされる。
- (b) 売主のその他の権利に不利益を及ぼすことなく、買主が、引渡日までに、売主が合理的に必要とするすべての指示、ならびに引渡しに必要なすべての書類、認可、承認、および許可（契約書または法令により買主にその取得が義務付けられているもの）の提供を懈怠し、またはその他の理由により引渡しの受入れもしくは支援の提供を怠った、もしくは遅延を招来しもしくは猶予を要請した場合、
 - (i) 買主は、かかる遅延または懈怠に起因して売主が被った輸送、保管、および待機時間に要した費用、ならびにその他の損失、損害、および支出（商品価値の減少により生じた損失を含む）を売主に支払う。
 - (ii) 商品の引渡しは引渡日の午前 9 時に完了したとみなされ、請求書が発行されるものとする。
 - (iii) 商品の現実の引渡しは引渡日から 7 日以内に行われなかった場合、売主は商品の再販売または処分を行う権利を有するものとする。
- (c) 売主は分割して引渡しを行う権利を有し、各分割引渡しは個別の契約を構成するものとし、個別に代金請求を行うことができる。
- (d) 売主が「コールオフ(大量注文に対する分納)」ベースでの引渡しに同意した場合、当事者は、注文でロングストップデット/最終期限およびリードタイムを定めるものとし、これを怠った場合、売主は、買主が注文商品の残量の即時受取りを行うよういつでも要求することができ、かつこれについて買主に代金請求を行う権利を有するものとする。
- (e) 引渡日（引渡時間を含む）は見込みすぎず、時間は本質的要素ではないものとする。売主は、引渡し遅延または懈怠について、買主に對しいかなる責任も負わないものとする。買主は、商品の引渡しの懈怠または遅延によるいかなる引渡しまたは分割引渡しも拒絶する権利を有しないものとする。買主の唯一の救済は、引渡不能商品に関する前払金の返金であるものとし、売主が商品の引渡不能の承認を行い次第、返金されるものとする。
- (f) 買主は、輸出管理、輸出处、他の主権機関または当局からの制限および規則（輸出規則）に関連する国内外のすべての適用要件を順守するものとする。
- (g) 買主は、輸出当局または輸出規制に違反して、制限を受ける国もしくは通商禁止国の国民または制限を受ける当事者として記載される人、事業体もしくは船積会社に、技術データ、情報または本商品を輸出せず、再輸出または輸出を許可しないことに同意する。ただし、所轄輸出当局からすべての必要な認可および許可を取得する場合はその限りではない。

5. 権原および危険

- (a) 商品の危険は、引渡しにより買主に移転するものとする。
- (b) 引渡しにかかわらず、商品に対する権原は、以下のいずれかが早く到来するまで買主に移転しないものとする。(i) 商品代金全額を受領し、権原が支払いと同時に移転する時点、(ii) 買主が商品を使用もしくは処理（商品の元の状態に変更が加えられる）または販売し、権原が第5条(d)で移転する時点、または(iii) 売主が買主に書面により通知した日付。
- (c) 商品に対する権原が買主に移転するまで、買主は、
 - (i) 商品を個別に保管し、かつ商品が売主に帰属するように標示または識別を行い、
 - (ii) かかる商品に対し担保の設定、負担、または許諾を行わず、
 - (iii) 買主に支払不能事由が生じた場合は売主に速やかに通知し、
 - (iv) 商品に関し売主が随時要求する可能性のある情報を提供し、
 - (v) 売主の要請により、買主が占有するすべての商品を引渡し、
 - (vi) 商品の検査または回収を行うため、商品が保管されている施設へ（いつでも、かつ事前の通知なしに）立ち入ることを売主に許可し、撤回不能な許可証を売主に付与する。
- (d) 第5条(e)を条件として、買主は、権原の移転前に、その通常の業務において、商品の使用もしくは処理（商品の元の状態が変更される）またはその販売を行うことができる。ただし買主がそうする場合、(i) 買主は、本人として行うものであって売主の代理人として行うものではなく、(ii) 当該商品

に対する権原は、当該使用、処理または販売の直前に買主に移転するものとする。

- (e) 権原が買主に移転される前に買主に支払不能事由が生じた場合、売主の他の権利または救済を制限することなしに、買主がその通常の業務において商品を使用、処理、または販売する権利はただちに消滅し、売主は、いつでも(i) 買主に対しその占有に帰属するすべての商品の引渡しを要求することができ、(ii) 商品が保管されている施設に立ち入り、商品を取り戻すことができる。

6. 数量および重量

商品は、引渡し前に公認の機器を使用して売主の施設で計量され、かかる重量は拘束力ある最終的なものとする。買主は、商品の重量に異議を唱え、または重量の減少または不足を理由に商品を拒絶する権利を有しないものとする。売主は、注文された商品の10%前後を追加して引き渡し、それに従って該当する請求書を調整する権利を有する。

7. 瑕疵に対する責任

- (a) 売主は、引渡しに際し、商品が、注文でまたは該当する請求書上で示された仕様（または示されていない場合は、引渡し時点で有効であり、かつ買主の要請により取得可能である該当する製品の仕様）（以下「仕様」）と、すべての重要な点で適合することを保証する。
- (b) 第7条(a)にかかわらず、商品が目的に適合していることを確認し、使用前に商品を検証することは買主の責任である。売主は、この点に関し、買主に対する責任を負わないものとする。
- (c) 仕様の重大な不適合（以下「瑕疵」）は、売主に対し書面により、(i) 商品の受領時に瑕疵が可視的であるかまたは可視的であると考えられる場合は、買主による商品の受領後2営業日以内に、または(ii) 他のいかなる瑕疵の場合も可及的速やかに、かつ瑕疵の発見から遅くとも1ヵ月以内に、かついかなる場合であっても引渡日から60日以内に、通知されなければならない。売主は商品を点検する合理的な機会を付与されるものとし、買主は、要請があり次第、売主の費用で、かかる商品を売主に返却するものとする。
- (d) 第7条(e)を条件として、実証された瑕疵が売主に有効に通知された場合、売主は、その選択により、瑕疵商品の交換またはその代金の返金を行うものとする。これは、いかなる瑕疵に関しても買主の唯一の救済であるものとする。
- (e) 第7条(d)で提供される救済は、以下の場合には適用されないものとする。
- (i) 買主が商品を使用し、改造し、もしくは加工した、または商品を他の製品または物質と結合した場合
 - (ii) 瑕疵が、通常の損耗、故意の毀損、過失、または異常な使用条件に起因する場合
 - (iii) 商品が、適用法規に適合するように変更が加えられた結果として、規定の仕様とは異なる場合
 - (iv) 商品の引渡し後（買主の危険負担で買主の施設に輸送している間を含む）の取扱、運搬、保管、または維持が適切に行われなかった場合
 - (v) 商品が引渡し後に汚染された場合
 - (vi) 買主が瑕疵の確認後に商品をさらに使用した場合
 - (vii) 買主が商品を販売した場合
 - (viii) 瑕疵が、買主による仕様等への要求に売主が従った結果として生じた場合
- (f) 主張された瑕疵が、（売主の責任となる）輸送中の滅失または毀損に関連する場合、本第7条は適用されるものとする。但し、買主は、売主に対し、遅くとも商品の引渡し不履行から21日以内または商品の引渡しから2営業日以内に、書面により通知しなければならない。かつ買主はまた、請求の通知に関して運送業者の運送条件にすべての点で従わなければならない。かかる滅失および毀損に対する買主の救済は、外部の運送業者を通して得られる救済に限られるものとする。
- (g) 上記で定める場合を除き、他のすべての保証は、明示的か黙示的かを問わず、法律で許容される最大限度まで排除される。

8. 責任

- (a) 第8条(c)を条件として、売主は、いかなる状況においても、商品の提供または契約に基づきまたはそれらに関連して生じた、第三者損害、逸失利益、生産減少、取引上の損失、もしくは機会の喪失について、または間接損害もしくは結果損害または特別損害もしくは懲罰的損害について、買主に対し、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、またはその他の形式の如何を問わず、責任を負わないものとする。
- (b) 第8条(c)を条件として、商品の提供または契約に基づきまたはそれらに関連して生じたあらゆる損失に関する売主の買主に対する全責任は、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、またはその他の形式の如何を問わず、いかなる状況においても、当該措置、紛争、または請求の対象である商品に支払われる価格を超えないものとする。
- (c) 売主の責任の制限または排除は法律により不可能な場合は、その場合に限り、本条件のいかなる規定もかかる売主の責任を制限または排除しないものとする。

のとする。

- (d) 買主は、買主に商品が販売された後に、当該商品が販売（または再販売）された第三者からのあらゆる請求または申立に起因したまたはそれらに関連して生じ、売主が被り、負担し、または売主に対し判決/裁定として下された、すべての損失、損害、責任、請求、罰金、費用、および支出について、要求に応じて、売主およびそのグループ会社を補償し、かつ補償し続けるものとする。

9. 不可抗力

売主は、その義務の履行遅滞または履行不能が売主の合理的な支配を越えた事由に起因する場合、契約違反とはならず、それについて責任を負わないものとする。かかる事由には、公共サービスまたは輸送ネットワークの中断または喪失、天災・洪水・かんばつ・地震等の天災、伝染病または世界的流行病、戦争・戦乱・テロ攻撃・暴動・内政不安、放射能汚染・化学汚染・生物汚染、ソニックブーム、害意による損害、行政措置または行政介入、適用法の順守、施設または機械の崩壊、建物の倒壊、火災・爆発・事故、エネルギー供給に関する規制、労働争議・貿易摩擦、ストライキ、争議行為または工場閉鎖、不許可、輸送状況または気象状況の悪化、供給者または下請業者による不履行が含まれる。履行が6ヵ月を超えて遅延する場合、一方当事者は、書面により通知をし、いかなる責任も負うことなく、ただちに契約を解除する権利を有する。

10. 契約解除

- (a) 他の権利または救済が不利益を被ることなく、売主は、以下の場合、いかなる責任も負うことなく、書面により通知して、ただちに契約を解除しまたは注文もしくは分割注文を取り消す権利を有するものとする。(i) 買主が支払期限における全額の支払いを懈怠した場合、(ii) 買主がその他の契約違反を行った場合、または(iii) 買主に支払不能事由が生じた場合。
- (b) 売主は、買主に対し少なくとも7日前に事前通知を行うことにより、いつでも、買主との契約を解除しまたは注文もしくは分割注文を取り消す権利を有するものとする。買主は、第9条の場合を除き、一度承諾された注文を取り消す権利を有しないものとする。
- (c) 契約解除または注文取消により、すべての請求書はただちに期限が到来し、適用される利息と共に買主に支払義務が発生するものとする。明示的または黙示的に契約解除または注文取消後も存続する条項は、完全な効力を維持するものとする。

11. 一般条項

- (a) 売主および買主は各々、契約の履行に関し、売主の持続可能な行動規範（要請により買主は入手可能）を順守することに同意する。
- (b) 売主は、個人データの処理に関する適用法（GDPR [General Data Protection Regulation/EU一般データ保護規則]を含む）を順守するものとする。かかる処理は、売主のプライバシーポリシー（最新のコピーは www.sibelco.com/privacy で入手可能）に従って行われるものとする。
- (c) 契約のいずれかの規定またはその一部が無効、違法もしくは執行不能であり、またはそのようになった場合、かかる規定またはその一部は、それを有効、適法もしくは執行可能とするのに必要な最小限度で修正されたものとみなされるものとする。かかる修正が可能でない場合、当該規定またはその一部は削除されたものとみなされるものとする。かかるいかなる修正も、契約の残余部分の有効性および執行可能性に影響を及ぼさないものとする。
- (d) 権利または救済の行使（または完全な行使）のいかなる遅滞または懈怠も、かかる権利もしくは救済または他のいかなる権利もしくは救済の放棄とはならず、またかかる権利もしくは救済または他のいかなる権利もしくは救済のさらなる行使の妨害または制限とはならないものとする。
- (e) 売主は、いつでも、買主の同意を得ることなく、契約に基づくその権利または義務の全体または一部を譲渡し、外注化し、下請けさせ、またはその他の方法で処理することができる。買主は、売主の書面による事前の同意なしに、契約に基づくその権利または義務の全体または一部を譲渡し、下請けさせ、またはその他の方法で処理しないものとする。
- (f) 契約の当事者でない者は、当該契約に基づくいかなる権利も有しないものとする。各契約は、注文で指定されまたはシベルコにより別途書面で決定された特定のシベルコの事業体によって締結される。買主は、他のいかなるシベルコの事業体に対しても契約を執行する権利を有せず、かつかかる他の事業体は、買主に対し、いかなる責任も負わないものとする。

12. 準拠法および裁判管轄

- (a) 本条件および各契約、ならびにそれらの内容または成立に起因したまたは関連して生じたいかなる紛争または請求（非契約的紛争または請求を含む）も、日本法に準拠しかつそれらに従って解釈されるものとする。各当事者は、名古屋地方裁判所が、本条件および各契約、ならびにそれらの内容または成立に起因したまたは関連して生じたいかなる紛争または請求（非契約的紛争または請求を含む）についても解決する専属管轄を有するものとする。ことに、取消不可的に同意する。国際物品売買契約に関する国連条約は、明示的かつ完全にかつその適用を排除される。
- (b) 第12条(a)にかかわらず、売主は、買主が居住する、または資産を有するいかなる裁判管轄地においても、裁判手続または請求を提起する権利を有するものとする。